

令和2・3年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました。

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに、医療給付費の見込みなどに基づいて、各都道府県の後期高齢者医療広域連合で保険料率を定めています。

令和2年3月27日（金）に開催した「令和2年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会」において、令和2年度及び令和3年度の保険料率が決定されました。（神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

令和2年度及び令和3年度の保険料率（算定時比較）

	R2・3年度	H30・31年度	差引（増減）	
均等割額（円）	43,800円	41,600円	2,200円	5.3%
所得割率（%）	8.74%	8.25%	0.49ポイント	5.9%
被保険者一人あたり平均保険料	96,252円	88,995円	7,257円	8.2%
厚生年金受給者（標準的な年金額）の年間保険料額 （年収188万円・単身世帯）	52,490円	49,670円	2,820円	5.7%

保険料額の算出方法（令和2・3年度） *所得等の条件によっては軽減措置があります。

$$\begin{array}{c} \text{年間保険料額} \\ \text{（上限64万円）} \end{array} = \begin{array}{c} \text{均等割額} \\ 43,800円 \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \text{賦課のもととなる所得金額} \times 8.74\% \end{array}$$

（問い合わせ先）
 神奈川県後期高齢者医療広域連合
 資格保険料課長 佐藤 修一
 保険料係長 伊東 卓也
 電話 045(440)6710